優れた中小企業創出事業（経営改善・事業計画立案講座開催）業務委託 仕様書

１　事業名

　優れた中小企業創出事業（経営改善・事業計画立案講座開催）

２　事業の目的

　社会・経済の構造が大きく変化し、企業経営のあり方が根本的に問われている中、企業は自社の経営戦略を見直し、より高い付加価値を生み出すための事業立案を求められている。

　本事業では、中小企業が自社の経営課題を深く理解する契機を創出し、具体的な経営改善策や実践的で付加価値の高い事業計画の策定を伴走支援することで、企業の持続的な成長を後押しすることを目的とする 。

３　履行期間

　契約締結日から令和８年２月２７日（金）まで

４　業務内容

　受託者は、業務の目的等を達成するため、企画提案した内容について事前に委託者と協議し、その意向を反映した上で、次の業務を行うものとする。

（１）実施体制の整備および確実な履行

・本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、あらかじめ全体スケジュールおよび各事業計　画書（工程表）を本市に提出し、規定する業務内容を履行期間内に実施し完了すること。全　工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握や本市への状況報告等）を徹底すると　ともに、全体スケジュールおよび事業計画の詳細は、委託者と受託者が協議の上で決定す　ることとする。

・様式第４号にて過去５年間の業務実績を示すほか、提案の中で、本事業に類似する経営改善　等の中小企業支援実績について、代表的なものとその成果（具体的数値等の定量的評価を含　む）および本事業における実施体制やその運営実績について、業務の確実な履行を担保する

ものとして、提案の中で明確に示すこと。

・課題や問題が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示　　し、本市の承認を得た上で、適切に対応すること。

・本業務にて発生する講師確保の交渉、講座を開催する会場等の使用申請、会場等使用料お　よび交通費含む謝礼等の本事業遂行に係る調整および費用は全て委託費に含む。

（２）講演会（基調講演）の開催

・市内中小企業経営者等に対し、経営改善意識を高め、具体的な事業計画策定の重要性の啓　発を目的として、２時間程度の講演会を開催すること。

・対象は、市内の中小企業経営者、後継者、経営幹部、事業責任者など、幅広い層の参加を　想定したものとし、１００名程度の規模のものとすること。

・開催方法については、受託者側で会場を確保の上、対面開催とする。

　なお、講演会については、後日アーカイブ視聴できるよう、録画等を行うこと。

　講演会開催およびアーカイブに必要な機材等については、受託者側で手配を行うこと。

・募集にあたっては、専用サイトおよびエントリーフォームを作成することとし、エント　　リーフォームの内容については発注者と協議の上、決定すること。そのうえで、申込みは　エントリーフォームから先着順にて受付を行うこととする。

　なお、市内中小事業者に対して、受託者のホームページおよび市のホームページ等にて市

と連携して開催を告知し、広く周知に努めること。

　加えて、募集にかかる業務（応募者の管理・調整、問い合わせ対応等）について、体制を　整備し、円滑に行うこと。

　また、募集にあたって必要な各種ビジュアル等については受託者側で作成を行い、公開前　に事前に市に確認を行うこと。

・登壇者については、講演内容に精通する者を候補として選出し、講演内容含めて、事前に　市と協議の上決定すること。

・講演会開催にかかる受託者の成果目標としては、参加者に対するアンケート調査における　満足度が８０％以上または同等の効果と認められる実績の達成とする。

（３）事業計画策定支援セミナーの実施

・中小企業が自社の経営課題を体系的に分析し、業種、規模、特性に応じた実効性のある事　業計画を策定することを目的として、セミナー形式のハンズオン支援を行うこと。

・対象は、（２）の講演会参加者を中心に、課題認識があり経営改善に対して特に意欲的な　市内の中小企業経営者、後継者、経営幹部、事業責任者等とし、定員を２０名とする。

・セミナーは１クール４回とし、セミナーは１回あたり２時間から３時間程度を目安とす

　る。

　なお、開催方式はオンライン併用も可能とし、効果的かつ事業効果を最大化するための開　催方法については受託者側より提案すること。

　ただし、最終回については対面開催を必須とする。

・募集にあたっては、（２）の講演会参加者に対してセミナー開催を告知し、申込みは専用　フォームから受付を行うこととする。

・募集にあたっては、専用のエントリーフォームを作成すること。

　そのうえで、市と連携して、原則（２）の講演会参加者の中から、支援を希望する市内中　小事業者を募集する。なお、応募多数の場合は、受託者において審査し、受講者を決定す　ること。その際、エントリーフォームの内容を受講者決定のための審査に活用することと　する。エントリーフォームの内容については、発注者と協議の上、決定すること。

　なお、本業務委託実施後の成果を図るため、募集時には、今後、発注者の追跡調査等が生　じる場合があり、その際は真摯に協力する旨の留意事項について記載すること。

　また、募集にかかる業務（応募者の管理・調整、問い合わせ対応等）について、体制を　　整備し、円滑に行うこと。

・講師については、事業計画策定支援の実績があり、専門的知見を要する者を候補として選　出するとともに、候補者の講師実績等を市に提示したうえで、市と協議の上決定すること　とする。

・セミナー開催にあたり、「事業計画の機能や意義」「事業環境分析」「自社分析」「事業　コンセプト」「収益性」等の事業計画立案に必要な知識の習得を含めたセミナー内容とな　るよう配慮し、各回における「テーマ」「主要な学習内容 」「習得目標」「使用ツー　　ル・フレームワーク」等を明示したカリキュラムを作成すること。

　なお、作成したカリキュラムは事前に市の確認を経て内容を決定すること。

・セミナーの最終目標として、受講者全員、事業計画書が策定できるようにすること。

　なお、策定した事業計画については、最終回（対面開催）において受講者によるプレゼン　テーション機会を設けること。

・セミナー開催に併せて、受講者のニーズに合わせたきめ細やかな策定支援ができるよう　　に、以下の環境の整備等を行うこと。

　①セミナー受講者者が気軽に相談できる窓口の設置もしくはメール等での回答・助言体制

　　の構築および提供

　②事業計画の策定に役立つツール（事業計画策定マニュアル・動画、その他策定に役立つ

　　業種別着眼点や取組事例の紹介、ワークシート等の教材）の作成および活用

・受益者負担の観点から、受講者にとって実費相当と認められる必要最低限の料金設定と　した費用徴収を行うことも可能とする。設定する料金については、受託者側が設定根拠を

示したうえで、事前に市との協議を経て決定するものとする。

　なお、徴収した費用は、歳入として事業費に充当することとし、受講料収入を受託業務に　要する全体経費から差し引いた上で、委託料の上限を6,000,000円（税込）とする。

（４）効果検証

・講演会実施に際しては、満足度や理解度、ニーズ等、事業効果を検証するためのアンケー　ト調査を行うこと。項目等の詳細については事前に市と協議し決定すること。

・アンケート結果については、受託者側で分析および可視化した上で効果検証を行うこと。

・アンケート結果および本事業での実績をもとに、次年度以降の事業展開や事業効果に関　　する新たな検証テーマや課題解決策の案を示すこと。

５　個人情報の取り扱い

　本業務の受託者は、本業務の実施に伴って取り扱う個人情報について、委託者の定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

６　成果物

　受託者は､令和８年２月末日までに次の成果物を委託者へ提出しなければならない。なお、本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、委託者の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。なお、修正した場合は、全成果物の差し替えを行うこととする。

（１）事業実績報告書　１部

　事業実施にあたっての運営管理状況、各講座の概要、参加者へのフィードバックやフォローアップ状況等、事業の包括的内容について書面にて提出すること。

その際、以下の項目を含むこと。

　①事業計画書（講座カリキュラム、教材、ワークシートを含む）

　②講演会実施報告書（参加者数、アンケート結果、写真等）

　③事業計画立案セミナー実施報告書  
 　（受講者名簿、修了率、アンケート結果、策定された事業計画書概要、写真等）

　④フォローアップ実施報告書（課題、支援内容、実施回数等）

　⑤効果検証報告書（KPI達成状況、分析結果、考察、提言）

（２）本事業で使用した各種資料　各１部

　講演会および個別セミナーで使用したテキストや参考資料を書面及び記録媒体（PDFデータをUSBに保存したもの）を全て提出すること。

（３）セミナー講演記録映像　１部

　本業務において実施する講演の録画を行い、必要に応じて編集した録画映像を電子データで納品すること。

７　成果物の権利関係

（１）本業務の履行における成果物の所有権は、全て本市に帰属するものとし、本市の事業　　　及び本市が認める事業において使用ができるものとする（原則、無期限）。

（２）成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、受託者は当該著作物に係る受託者の著作　　　物（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引き渡し時　　　　に、本市に無償で譲渡する。この場合において、受託者は、当該著作権の譲渡以降、　　　著作者人格権を行使しないものとする。

（３）委託者は本業務の成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償で非独占　　　的に利用でき、成果物は、委託者が原則として二次使用（再編集を含む印刷物の制作　　　等）できるものとするが、本市に不利益及び損害の生じることがない場合に限る。受託者の責めに帰すべき理由により、本市又は第三者に不利益及び損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

８　留意事項

（１）受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個

　　　人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、

　　　受託者が責任をもって対応すること。本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像

　　　権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の

　　　紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰する場合を除き、受託

　　　者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本市は係る紛争等の事実を

　　　知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協

　　　力措置を講じるものとする。

（２） 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報

　　　として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、善良なる管理者の

　　　注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。

（３）受託者の責めに帰すべき理由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、受託

　　　者がその損害を賠償すること。

（４）受託者は本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あら

　　　かじめ委託者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。

（５）受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から提供された資料等を本市

　　　の許諾なく複写又は複製してはならない。

（６）受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを本

　　　市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書で行うこと。

（７）受託者は、受託業務遂行のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気

　　　テープ、紙等の媒体）上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業

　　　務完了時にすべて消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかに消去す

　　　ること。

（８）電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフト等により検査した上で納

　　　品すること。納品データがウイルスに感染していることで、本市又は第三者が損害を

　　　受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について

　　　対応するものとする。

（９）本事業は国の交付金を活用するため、後年度の会計検査に備え、関係書類・帳票等を

　　　最低５年間は保管すること。

９　協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、

その都度、委託者と協議すること。ただし、社会通年上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。